

令和6年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定 ～公共事業の働き方改革を推進するための環境整備に取り組みます～

国土交通省では、実態調査等に基づき、必要に応じて、直轄土木工事・業務に適用する積算基準等を改定してきています。

今般、令和6年度から適用する新基準等として、働き方改革のための取組の加速や円滑な施工体制の確保など、現場実態を踏まえた各種改定を行います。

なお、これらの新基準等は、地方ブロック発注者協議会等を通じて、全国の都道府県・政令市に情報提供する予定です。

※ 詳細は別紙のとおり

問い合わせ先

国土交通省 TEL：03-5253-8111(代表)

大臣官房技術調査課 TEL：03-5253-8221(直通)

大臣官房技術調査課 参事官グループ TEL：03-5253-8120(直通)

道路局国道・技術課 TEL：03-5253-8498(直通)

国土技術政策総合研究所 TEL：029-864-2677

<土木工事関連>

工事全般：大臣官房技術調査課 事業評価・保全企画官 くりはら 栗原 (内線22353)

土木工事共通仕様書等：大臣官房技術調査課 課長補佐 しまもと 嶋本 (内線22352)

標準歩掛・機械等損料：大臣官房技術調査課 参事官グループ 課長補佐 しもだ 下田 (内線22436)

施工パッケージ型積算：国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター

社会資本システム研究室主任研究官 ほそだ 細田

<電気通信関係(工事・業務)>

大臣官房技術調査課 参事官グループ 課長補佐 くによし 國吉 (内線22374)

<鋼橋積算基準関係>

道路局国道・技術課 課長補佐 はいしま 配島 (内線37865)

<業務関係>

大臣官房技術調査課 課長補佐 たかみ 高見 (内線22333)

1. 直轄土木工事等における働き方改革の強力な推進（参考資料 1 ページ）

~~（1）週休 2 日の「質の向上」の拡大 ～ 他産業と遜色のない休日の確保~~

（参考資料 2 ～ 3 ページ）

~~他産業と遜色のない休日の確保に向けて、改正労働基準法が適用される令和 6 年 4 月より、月単位の週休 2 日の補正係数を新設するとともに、完全週休 2 日（土日）の促進のため、成績評定での加点措置を実施します。~~

~~月単位の週休 2 日の補正係数の新設に伴い、市場単価方式による積算および土木工事標準単価による積算についても見直します。（別添①、②）~~

~~（2）工事及び業務における現場環境改善～ワークリスキュアの取組～~~

（参考資料 4 ページ）

~~全ての工事及び業務を対象に現場環境の改善に向けた取組を定めた実施要領を策定しました。標準項目として、「依頼日 時間及び期限に関すること」「会議 打合せに関すること」「業務時間外の連絡に関すること」を設け、現場環境改善に努めます。~~

~~（3）受注業者の書類作成業務のさらなる負担軽減（参考資料 5 ページ）~~

~~令和 6 年 4 月から時間外労働規制が建設業に適用されることを踏まえ、受注者（特に現場技術者）を対象に工事関係書類の業務削減に向けた 5 つの支援メニューを実施します。~~

（4）時間外労働規制適用に対応するための現場管理費の見直し

R0605適用

（参考資料 6 ページ）

最新の実態を踏まえ、書類作成の経費などによる現場管理費の増加を反映します。

（5）移動時間を踏まえた積算の適正化（参考資料 7 ページ）

R0610適用

令和 4 年度から施工合理化調査の調査項目として実作業のほか、現場への移動時間等を詳細に把握するように調査表の見直しを行い、令和 5 年度の 27 工種の分析に反映しました。

舗装版破碎工などの現道・維持関係等の工種で、現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られたことから、令和 6 年度の歩掛改正に反映しました。

2. 円滑な施工体制の確保

~~（1）大規模災害の被災地における復興係数 復興歩掛（参考資料 8 ページ）~~

~~平成 23 年東日本大震災（岩手 宮城 福島県内）、平成 28 年熊本地震~~

~~(熊本県内)、平成30年西日本豪雨(広島県内)の被災地では、工事に必要な資材等の不足や作業効率の低下が発生してきました。~~

~~実態調査結果に基づき、歩掛の日当り標準作業量の補正(復興歩掛)や間接工事費の補正(復興係数)を一部見直します。~~

(2) 地質調査業務の諸経費(参考資料9ページ)

R0605適用

実態調査の結果を踏まえ、地質調査業務の諸経費率を改定します。

3. 共通仕様書等の改定

(1) 工事関係

~~土木工事共通仕様書、施工管理基準、電気通信設備工事共通仕様書について、改正された各種基準類との整合を図るとともに、ICT技術の全面的な活用を推進するため、一部改定します。~~

~~また、週休2日の「質の向上」や、「働き方改革」に資するよう、土日を休日とする週休2日の実施に努めることや、ワンデーレスポンスに努めること等の改定をします。~~

(2) 業務関係

~~測量業務共通仕様書、地質・土質調査業務共通仕様書、土木設計業務等共通仕様書、電気通信施設設計業務共通仕様書について、各種基準類の改定等を踏まえ、一部改定します。~~

4. その他の現場実態を踏まえた改定

(1) 土木工事関係

R0610適用

1) 土木工事標準歩掛の改定(参考資料10ページ)

<新規制定【3工種】>

- ①排水材設置工(構造物背面排水)、
- ②仮締切工(砂防コンクリート締切)、
- ③舗装版削孔工(アスファルト舗装版)

<使用機械、労務等の変動により改定を行う工種【5工種】>

- ①薬液注入工、②鋼管・既製コンクリート杭打工(中掘工)、
- ③かごマット工(多段積型)、④集排水ボーリング孔洗浄工、
- ⑤トンネル照明器具清掃工

<移動時間を踏まえた制定を行う工種【1工種】>

- ①泥水運搬工

2) 施工パッケージ型積算関係の改定(参考資料11ページ)

<新規制定【1工種】>

①型枠工（省力化構造）

<日当り施工量、労務、資機材等の改定を行った工種【7工種】>

- ①土工[路体 築堤 盛土・路床盛土]、②土工（ICT）[掘削]
- ③土工（ICT）[路体 築堤 盛土・路床盛土]、④埋戻工、
- ⑤アンカー工（ロータリーパーカッション式）、⑥排水性アスファルト舗装工、
- ⑦路側工

<移動時間を踏まえた改定を行う工種【10工種】>

- ①安定処理工、②場所打擁壁工、③現場取卸工、④伐木除根工、
- ⑤グラウトホール工、⑥踏掛版設置工、⑦舗装版破碎工、⑧舗装版切断工、
- ⑨橋梁補強工（コンクリート巻立て）、⑩電線共同溝工（C・C・BOX）

（2）鋼橋製作工（参考資料 12 ページ）

①R0604適用、②R0610適用

①鋼橋製作工の副資材費、②鋼橋製作工及び横断歩道橋製作工の歩掛について、製作現場の実態を踏まえ、改定します。

（3）建設機械等損料（参考資料 13 ページ） R0610適用

実態調査を踏まえ、建設機械等損料算定表を改定します。

（4）設計業務等標準歩掛（参考資料 14 ページ） R0610適用

実態調査の結果を踏まえ、（地質）解析等調査業務の歩掛「計画準備」を制定します。

適用スケジュール（参考資料 15 ページ）

~~1.（1）の改定内容については、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用します。（個別に適用時期を示しているものは除く）~~

~~1.（4）～4.の改定内容については、令和6年4月1日以降に入札書提出締切日が設定されるものから適用します。（個別に適用時期を示しているものは除く）~~

~~ただし、1.（4）、（5）、2.（1）、（2）、4.（1）、（2）（※材料費除く）、（4）については、令和6年3月1日から令和6年3月31日の間に入札書提出締切日が設定されるものを対象として、契約後に改定内容に基づいた変更をすることができます。~~